



令和2年2月4日

浜松市議会議長 柳川 樹一郎 様



(代表者)

住所

氏名 水田 潔・洋子

外

弁天島海浜公園再整備事業および弁天島海浜公園条例改正に関する計画見直しを求める陳情

要 旨

弁天島海浜公園再整備事業および弁天島海浜公園条例改正に関する浜松市の進め方において地元住民ならびに地元事業者に対する事前説明が不十分と考えます。また、担当課課長と優先交渉事業者間の不透明な関係もあり、再整備事業に対する不信感をもつ住民が存在します。市の不手際を認めた上で、観光に特化するだけでなく、地元住民の生活も考慮した新整備事業をあらためて検討していただくことを陳情します。

理 由

以下の3点の事例から、不適切な経緯の基で実施された事業と考えます。

1) 担当課課長による虚偽の答弁

①平成30年度第8回西区協議会にて担当課課長より“民間事業者には地元住民への説明等をし、同意等を得た上で提案してもらおう”などの発言がありますが、民間事業者からの地元住民への説明会が実施されたのは令和元年12月12日午後3時より初回実施となっています。(注：この時点では優先交渉者となっている)

②平成30年度第9回西区協議会にて第8回西区協議会で答弁した点についての対応を行わないまま、弁天島海浜公園条例が改正されました。

2) 浜松市担当課からの初回住民説明会実施時期

市からの住民への初回説明会は先の説明会(令和元年12月12日)に参加した住民から、会のオブザーバーとして参加していた市担当者が開催希望が伝えられ、令和2年1月21日午後7時より初めて実施されました。

3) 担当課課長の懲戒処分

令和元年7月

公募型プロポーザルでの業者選定の立場にある担当課課長が利害関係者からの供用接待をうけることを禁止する条例に違反すると判断される行為により懲戒処分を受けた。(先の協議会等で対応していた担当課課長と同一人物)

【参考資料】

・平成30年度第8回西区協議会要点より

(鈴木観光・シティプロモーション課長)

栈橋は有効活用していただきますし、潮干狩りも重要な観光資源ですので、そのようなことに配慮した形での事業提案をいただくことを考えています。民間事業者による再整備は舞阪・弁天島地域の地域振興と観光振興、観光誘客を目的に進めていきますが、民間事業者には地元への説明等をし、同意等を得た上での提案をしてもらうこととなります。弁天島海浜公園で従来から実施している事業ができなくなることは基本的にないと考えています。

(星野委員)

民間事業者は地域や地元と協議をしながら、事業内容を決めていくということですか。

(鈴木観光・シティプロモーション課長)

民間事業者からの事業提案は、まずは地元の意見等をしっかり伺い、調整していただいたうえで、当市に提案される予定です。

・平成30年第9回西区協議会要点より

第2号 弁天島海浜公園の再整備について

《区振興課から諮問事項に対する答申書(案)を読み上げる》

(笹田会長)

答申書(案)について意見はありますか。

(笹田会長)

意見が無いので、答申書(案)について承認の挙手を求めます。

【委員全員挙手】

(笹田会長)

全員挙手により答申書(案)は西区協議会で承認されました。

以上